

会議の内容

1	会 議 名	第 4 回習志野市成年後見センター設置検討委員会
2	開 催 日 時	平成 2 7 年 7 月 2 2 日 (水) 午後 1 時 3 0 分 ~ 3 時 3 0 分
3	開 催 場 所	仮庁舎 3 階 大会議室
4	出 席 者	審議会委員：福田委員（委員長）、土井委員（副委員長） 清水委員、田代委員、吉野委員、保坂委員 細野委員、鶴岡委員、志摩委員 事務局：眞殿保健福祉部長、飯島保健福祉部次長、西川保健 福祉部主幹、岡澤高齢者福祉係長、高齢者支援課職員 （須藤）
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務連絡等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 3 回会議録の公開について (2) 第 4 回検討委員会 会議録の署名について 2 今後の市民後見人養成講座及び市民後見人養成フォローアップ研修について 3 成年後見センターの常設に向けた取り組みについて 4 習志野市成年後見センター設置検討委員会報告書（案）について <p>議題 1 事務連絡等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 3 回会議録の公開について (2) 第 4 回検討委員会 会議録の署名について <p>【事務局】 本日の第 4 回会議録につきまして、細野委員及び志摩委員に後程ご確認いただき、承認を依頼したいと思いますのでご承知おきください。 《細野委員、志摩委員 了承》</p> <p>議題 2 今後の市民後見人養成講座及び市民後見人養成フォローアップ研修について</p> <p>【事務局】 資料 2 及び資料 3 に基づき今後の市民後見人養成講座及び市民後見人養成フォローアップ研修について説明。</p>

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>【福田委員長】 市民後見人養成講座について、今年度の募集の人数や時期を事務局にお伺いしたい。</p> <p>【事務局】 募集人数については、今年度と同様、20名と考えている。募集の時期については、成年後見センターの相談窓口が10月からということになるので、10月、11月に市民後見人養成講座を開催していく方向で考えていく。</p> <p>【志摩委員】 市民後見推進検討委員会では、登録ベースで必要な市民後見人が20名という報告だったと思うが、今後の市民後見人の養成人数についてはどのように考えているのか。</p> <p>【事務局】 平成25年度に実施した市民後見に関する「権利擁護ニーズ調査」実施報告書によれば、成年後見制度が必要と思われる人は158人いるという結果がでている。専門資格を持たない市民を活用している法人の実績を見ると、専門資格を持たない市民一人で、5～10人の後見等を受け持っていることから、市内に後見が必要な方が160人いるとして、一人の市民後見人が5人の後見等を受け持つとすると、$160 \div 5 = 32$人が登録ベースで必要である。この32人が一つの目標数値になると考えている。</p> <p>【福田委員長】 法人に所属して担当するとして、みなさん昼間の仕事を持たずに専従するのであれば、5人ぐらいを担当できるのかもしれないが、初めて後見等を受け持つところから5人を担当するというのは難しいのではないかと感じる。</p> <p>【志摩委員】 今回、当課では市民後見人養成フォローアップ研修を実施し、市で行う講座は市民後見人養成講座と市民後見人養成フォローアップ研修を1つのセットとして一通り終了ということになるが、この方々が後見等を受任するためには、どの程度の期間が必要で、これからどのように育てていくのかを後見等の実績ある法人の代表でいらっしゃる土井副委員長からお聞きしたい。</p> <p>【土井副委員長】 市民後見人養成講座の時には、初心者でもわかりやすく、できるだけ易しい講座としてきた。</p>
---	-------------------------	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>市民後見人養成フォローアップ研修については、研修の際に用いた資料を見ていただければわかると思うが、資料の量が多く、法律用語等もそのまま使った。</p> <p>このことから、事務局説明のように難しいという意見が多かったのではないかと考えている。</p> <p>市民後見人養成講座や、市民後見人養成フォローアップ研修を修了しただけでは、後見人としての活動ができるとは思っていない。後見人の活動は多岐にわたっているため、経験が必要である。</p> <p>現状、家裁では財産管理等、後見人の不祥事について神経をとがらせている。私どもの法人にもいろいろな注文をいただいている。</p> <p>そうすると、やはり成年後見センターの機能が重要になってくる。</p> <p>市民後見人養成講座を受講された方に参加していただき、成年後見センターにおいて、協力をしたり、管理をしたりというような役割が必要だと考える。</p> <p>家庭裁判所から言われるのは、法人として管理監督を行っているか、法人の方針が各会員に行き届いているかというところのご指摘をいただいている。</p> <p>【福田委員長】</p> <p>市民後見人養成講座については、大変意識の高い方々に集まっていた。早めに実務についていただきたいと考えている。習志野市が目指している形態を考えると、まず、成年後見センターが法人格をもたないといけない。</p> <p>そのうえで、市町村申し立て、親族申し立てを支援し、申し立ての時点から、成年後見センター設置法人が後見人の候補者として申し立てをする件数を増やし、できるだけ早く後見人が必要な方へ結び付けられるようにする必要がある。</p> <p>まずは法人の設立が急務なのかなと思っている。</p> <p>市民後見人養成講座及び市民後見人養成フォローアップ研修のカリキュラムについては皆様いかがか。</p> <p>【土井副委員長】</p> <p>私どもとしては、市民後見人養成講座で基本はマスターしているということを前提に市民後見人養成フォローアップ研修を行った。</p> <p>事例をお話しする方がいいのか、同行等により、後見人としてどのようなことを行っているのか目で見ていただいた方がいいのかとも悩んだところである。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>事務局案では、同じカリキュラムを次回もやりたいということなので、私どもとしても、前回の講座の反省をしながら行っていければと考えている。</p> <p>【福田委員長】 施設訪問、同行訪問先の確保は昨年と同じようにできるか。</p> <p>【土井副委員長】 施設訪問については、平成26年度は知的障がい者の施設を見ていただいたが、大変に興味を持って受講していただけたと思う。 日本でも1位、2位を争う施設であると思っているので、受講生の方には、驚きと、他の施設はどうなのだろうと思っていただけだと考えている。 後見人の同行については、20名ぐらいであれば大丈夫だと思っており、どうしても人数の問題で、連れて歩く側にも負担がかかる。 連れて行く施設や被後見人ご本人の問題もあり、気を使うところではあったが、受講生には好意的に見ていただき、私どもの活動に興味を持っていただけたと思う。</p> <p>【福田委員長】 カリキュラムの件で他に何かあるか。</p> <p>【田代委員】 市川の施設では、地元の地区社会福祉協議会の研修会で2班に分かれて説明していただいた。 手慣れたものであり、施設訪問は調整すれば昨年の施設と違ってもうまくいくのではないかと思う。 同行訪問について昨年と今年で何か変える予定はあるのか。</p> <p>【土井副委員長】 同行訪問については、様々な団体から依頼されることがある。特別私どもの方で、何かするという事はなく、後見人の活動をありのままに見ていただく。後見人の業務として、ご本人と面会するときはどうするか、施設の担当者とうつきあうかというところを見ていただく。 また、福祉の世界の経験のない方もいらっしゃるのので、施設の担当者等に対し不愉快な思いをさせないように気を使っていく。</p> <p>【田代委員】 同行訪問の時には、施設に行く場合もあるということか。</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【土井副委員長】 そのとおりである。</p> <p>【田代委員】 その時に、経過記録などを見せてもらうやりとりを市民後見人養成講座の受講生に見ていただくということを含めることはできるか。</p> <p>【土井副委員長】 書面上のものは見ていただくということはない。 被後見人ご本人、施設担当者との対話を肌で感じていただく。記録を見せるということはない。</p> <p>【田代委員】 記録自体を見せないということ自体には一定の理由があって仕方のないことと思うが、後見人が記録を見せてくださいと言って、後見人が記録を見ているところを市民後見人養成講座受講生の方にみていただき、ここまでが後見人の職務なのだと思う。経過記録まで見るということろまで、受講生の方に見ていただければと思う。</p> <p>【福田委員長】 田代委員の意見は、第三者が入ることで、いい意味での緊張感を持っていただくのが後見人の役割ということろまで伝えていければいいというご意見かと思えます。 現場に行ったときに、ある程度の知識を持たないと、現状追認になってしまう。研修のときにあるべき水準というものを学んでいただき、実際に担当した方が、こうすればもっとよくなるのではないか というところに繋がる研修の場になるとよいと思う。</p> <p>【土井副委員長】 今のところはとても大切なことかと思う。 私どもの内部の研修では、施設内部での虐待を取り上げ、どういところをチェックするかということを研修の場で学んでいる。 今後、市民後見人養成フォローアップ研修の時に取り入れ、皆様方にお話しをする必要があるのかもしれない。 今後の検討材料であると考えている。</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【福田委員長】 続きまして議題3について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議題3 成年後見センターの常設に向けた取り組みについて</p> <p>【事務局】 資料4及び資料5に基づき成年後見センターの常設に向けた取り組みについて説明。</p> <p>【福田委員長】 こちらの件について委員の皆様のご意見をお伺いしたい。</p> <p>【細野委員】 市民後見人の活動支援についてだが、市民後見人養成フォローアップ研修を受講した方のその後のフォローということが今のところないかと思う。 来年度も同じ市民後見人養成フォローアップ研修を受講するという事は考えにくいので、研修という形をとらなくても、活動の場、集まって学べる場、情報交換ができる場などそういう場を作っていたらいいと思う。</p> <p>また、事務局に対し、成年後見センター設置に向けた計画についての具体的なところをお聞きしたい。来年度以降も庁舎分室サンロード6階なのか、市内定点というのは具体的にどこか、成年後見等の受任は27年度からとなっているが10月から開始するのか、そういったところについてお考えがあれば。</p> <p>【事務局】 市民後見人養成フォローアップ研修のアンケートの結果を見ても、研修を受けるたびに、後見人の仕事の難しさ、大変さを実感しているのではないかと考えている。今後どのように登録していきますか ということを見ても、いきなりNPO法人に登録することは抵抗があるのだろうと感じている。ただ、NPO法人への登録は6人ということだったが、習志野市の設置する成年後見センターに、支援を受けながら活動したいという方が12人いた。支援を受けながら活動したいというお気持ちがあるようだ。私どもとしても、成年後見センターの訪問や、相談支援に同席する、あるいは、集まって会議をする、勉強会をするといった、そういった経験を通し、興味や、自信を持たたという実感を持っていただき、そこから、成年後見センター運営法人に登録していくという流れを作ることが、市民後見人を多く養成、登録できる方法なのではないかと思っている。 そういった仕掛けをつくっていくという方向で考えていきたいと思っている。 一つ難しいところは、守秘義務、プライバシーというところが</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>あり、何をもって受講生の守秘義務を担保するのかという部分が見出せず苦慮している。</p> <p>場所については、これから30年度に新しい市役所、新庁舎ができるが、そういった庁舎の建て替え、部署の移動と一体的に考えてまいりたいと考えている。</p> <p>基本的には習志野市に1か所しかない成年後見センターとなるので、交通アクセスの良いところを考えており、また、庁舎分室サンロード6階というのは、人権相談、法律相談なども行っているの、市民の方が相談をしたいというときに集まる場という認識もあるのかと考えていることから、30年以降の定点設置の際も庁舎分室サンロード6階で活動できるように区分け、部屋割りをしていければよいと考えている。</p> <p>平成27年度から後見業務を受任するのかというところについては、成年後見センターとしては業務委託という形になる。その業務委託する成年後見センターとしては、当然、成年後見の実績がある法人ということが条件になっていくかと考えるので、相談業務の中で成年後見の必要があるということであれば、委託先の法人が法人として後見を受任するという形で対応していくということになると考えている。</p> <p>【福田委員長】</p> <p>今、最初にご質問のありました市民後見人養成フォローアップ研修受講生と成年後見センターの関わりとして、市民後見人養成フォローアップ研修受講生が、相談に同席するというのを事務局で考えている。相談がどの程度活性化するかという関係はあるかと思うが、市民後見人養成講座の受講生に来ていただいて、勉強になるぐらいに活性化したらよいと考える。</p> <p>場所の点でいうと地域包括支援センターがあり、消費生活センターがありということで、そこへ実習的に行かせていただき、ケースワーク、事例検討会などを定期的に行うという形が、より実践に近いということはあるかと考えている。</p> <p>成年後見の受任ということについては、法人格がないと受任できないというところで、平成27年度については、受託法人において、もし必要があればということになるかと思われる。</p> <p>その他成年後見センターの設置、活動についてご意見はあるか。相談機能としては、社会福祉協議会や、地域包括支援センター等と重なり合う部分があると思うが、すみわけやつなぎということはどのように考えていくか。</p> <p>吉野委員はいかがか。</p> <p>【吉野委員】</p> <p>成年後見センターと、社会福祉協議会の福祉サービス利用援護</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>事業では、似通ったケースがでてくるため、連携が必要になってくる。</p> <p>市民後見人養成講座修了後の皆様の集いの場所というところで、社会福祉協議会の制度があるというところも一つの方法であり、福祉サービス利用援護事業の担い手になっていただくよう案内することも、市民後見人の社会資源としての活用の一つではないか。</p> <p>【福田委員長】 地域包括支援センターはどうか。</p> <p>【細野委員】 積極的に相談にいけるようにしたいと考えている。 相談日以外にも緊急性がどれくらいあるかなど、必要に応じて連携を取っていきたい。</p> <p>【福田委員長】 障がい者相談支援事業所としてはどうか。</p> <p>【保坂委員】 ご家族だったりご本人であったりから、成年後見制度を使いたいというご相談や、どういった制度か知りたいという方がいらっしゃる。障がいを持った方の相談の入口として、障がい者相談支援事業所の委託を受けているので、掘り起しに協力していきたい。私どもも成年後見制度について全てを知っているわけではないので、成年後見センターへご相談に行くとき、一緒に勉強させていただいて、地域でこういう資源があるということをお伝えしていけたらと考えている。</p> <p>【福田委員長】 相談にみえた方に成年後見が必要であるといったときに、市民後見人を利用できるような形式であれば、市民後見人に結び付けられればよいと考える。 相談の形式や運営についてはいかがか。</p> <p>【志摩委員】 先ほど場所について話が挙がったが、習志野市では新庁舎ができるので、高齢者支援課や障がい福祉課との連携を考えると新庁舎に近い方がいいのか、あるいは、電車の便が良い庁舎分室サンロードの方がよいのか。今後さまざまな部分を含めて検討する。</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>また、市役所で〇〇養成講座といった講座を行うと、講座だけで終わってしまい、講座を受講した方のその後の活動まで結びつかないことがある。</p> <p>受託法人とも調整が必要であると思うが、せっかく10月から成年後見センターができるので、養成された方が、なにかいい形で相談事業に活かしていければいいと思っている。</p> <p>例えば、なのはなが成年後見センター業務を受託した場合には、市民後見人として養成した方々に対し、何かできるか参考までにお聞きしたい。</p> <p>【土井副委員長】</p> <p>法人への登録もない人を相談支援に参加させることは、非常に難しいことだと思う。</p> <p>修了した方が、どのような立場で成年後見センターと関わっていくか、ポイントとしては、成年後見センターができるというのが前提になる。</p> <p>私どもの法人は相談支援が法人存立の生命線だと考えている。平成18年に法人を立ち上げた時に、第三者の後見人は三士業が独占しているような形であった。</p> <p>そういう中で法人を立ち上げて、受任をしていくというところで、当初は私どものようなNPO法人が受任できるような状況ではなかったが、その時に私どもが実施してきたのが、相談支援である。私どもは、この3年間で130～140人の後見を受けているが、これは、私どもの法人が相談支援に重きを置いて、相談者に安心と信頼を感じていただけるように接してきたことによるものである。また、高齢者の方、障がい者の方は外出するというのは大変であるため、相談を待っているということではなく、外に出て相談を行ってきた。</p> <p>習志野市で実施する場合には、また様相が変わると思われるが、基本的にこの相談というのは、後見人につなぐということで一番大事なところであると思う。</p> <p>成年後見センターの形を早く作り、所属していただいて、市民後見人の方に覚悟を持ったうえで相談に当たって、受任していただくことが必要ではないか。</p> <p>【志摩委員】</p> <p>最初から覚悟を持ってというのは難しいと思われるがどうか。</p> <p>【土井副委員長】</p> <p>最初から覚悟を持つというのは、アンケートにあるように、難しいと思われる方もいらっしゃる。</p> <p>しかしながら、相談支援事業に参加していただくのは実際問題</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>として難しいのではないか。</p> <p>【福田委員長】 平成27年10月以降、法人が立ち上がった場合には、市民後見人養成講座の受講生に会員になっていただく、あるいは受任していただくために個別に委託契約ということになる。 受託法人の会員になることまではできないかもしれないが、受託法人の外部協力員や研究員、賛助員などの位置付けを与えるというのも一つの手ではないか。</p> <p>【田代委員】 千葉ではあまり聞かないが、ぱあとなあでは、区や社会福祉協議会において、〇〇カフェというような後見に関わる人の交流会、連絡会を定期的に、数か月単位でおこなっている。 受任が終わっていても参加できるというものである。 先ほどお話しがあった相談事業への参加は確かにハードルが高い。 ぱあとなあでは、電話相談を受ける人などは、別の研修を受けている。また、実務があつて相談事業ができると思われるので、現在大変だと思っている方が、そんな場所にいたら気持ちが引いてしまうのではないか。 また、市民後見人の方が相談を受ける場合には、答えられなかったり、間違えたりしてしまうと、成年後見センターの信用も落としてしまうかと思う。 それであれば市民後見人養成フォローアップ研修とは別に、交流会や連絡会といったものを開催し、後見業務に触れることによってモチベーションを維持することが可能ではないか。</p> <p>【福田委員長】 生の相談をうけることは難しいと考えるが、相談実績を抽象化して、どのように対応したらよいか、という勉強会を行うことはできると思われる。 成年後見センターの協力会員として活動することで、市民後見人養成講座受講生のモチベーションが上がり、実務に近づくのではないか。</p> <p>また、相談業務に人員をどの程度割いていただけるのか、というところだが、時系列を追って相談が来ると思うので、引き継ぎや、あるいはできるだけ同じ人に対応していただけるとよろしいかと思う。</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>議題4 習志野市成年後見センター設置検討委員会報告書（案）について</p> <p>【事務局】 資料6に基づき、習志野市成年後見センター設置検討委員会報告書（案）について事務局より説明。</p> <p>【福田委員長】 こちらの報告書については、土台になっている市民後見推進検討委員会の時から後見を取り巻く状況や家庭裁判所の考え方が変わってきている。今日中でなくても、詳細を見ていただいて、ご意見があれば提出をお願いしたいと思っている。 まず私からは、市内に設置する運営法人の選定方法についてお聞きしたい。</p> <p>【事務局】 現在検討しているところではあるが、これまで、この委員会で示されてきた委託法人の条件を元に、市内に住所を持つ法人を設置していきたいと考えている。 平成30年度には常設ということになるので、その前、できれば平成30年度には、その法人も後見業務を受けられるよう、家庭裁判所から後見業務を任せていただけるだけの実績を積みなければならないため、平成30年度に間に合うように設置ということではなく、もう少し早い段階、たとえば平成29年度から市のセンター業務が請け負えるような形で設置するといった方向で実績を積んで、平成30年度を迎えたいと考えている。</p> <p>【福田委員長】 平成29年度を目標に、市内に住所のある法人を設立することか。</p> <p>【事務局】 例えば平成28年度末に設置し、平成29年の4月から成年後見センターの業務が行えるような形で検討したい。 この点については、委員の皆様方のご意見もいただければと思っている。 いずれにしても、平成30年度の常設だから平成30年度に法人設置ということではないと考えている。</p> <p>【福田委員長】 平成27年度後半のセンター業務については、今までの経緯があるため、市から委託する時期的には、いつごろをめどに考えているか。入札や公募など、どのように選定を行うのか。</p>
---	-------------------------	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【事務局】 今年度については、市内の法人の準備が整わないため、今現在、実績のある法人から選定することになるが、成年後見センターとしては、相談業務だけではなく、市民後見人の養成にも長けている法人を選ばなければならないと思っている。単に後見業務に精通しているだけではなく、市民後見人の養成の実績、たとえば、実践的なカリキュラムを組めるなどの実績を踏まえて選定していくことになるかと思う。そういった中で契約を締結したいと考えている。 なお、昨年度の市民後見人養成講座については、特命随意契約としている。 契約の時期としては、本来であれば、この検討委員会で全ての報告が終わったうえで、事業者を選定するのが正しいかもしれないが、時期的には今回ご検討いただいたことを元に、8月の後半から9月の初旬には事業者を選定しなければならないと考えている。次回、そういったご報告をさせていただくことになると考えている。</p> <p>【福田委員長】 次回、8月26日の検討委員会には決まっているということか。</p> <p>【事務局】 そのころには何らかの形でご説明することができると考えている。</p> <p>【福田委員長】 運営委員会については、いつ設置するのか。</p> <p>【事務局】 当初の予定では、平成28年度に入ってから設置と考えているが、そうすると平成27年度のチェックについてはどうするかというところがあるので、この点については検討したいと考えており、具体的には、高齢者支援課が事務局となって対応していければいいと考えている。</p> <p>【福田委員長】 今まで成年後見センターの設置に向け検討してきたが、平成27年10月から成年後見センターとしてとりあえずスタートするということで、具体的な実施内容については、法人の方で進めていくことになるか。</p> <p>【事務局】 これまで当委員会で検討してきた方針に基づく仕様に従って、</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>法人で考えていただくことになる。</p> <p>【福田委員長】 報告書に戻るが、前半部分は報告事項としてまとめられている。 具体的な文言について委員の皆様からご意見はあるか。</p> <p>【鶴岡委員】 前の議題とかぶってしまうかもしれないが、5ページの花びらのマークの2番の相談機能について人権擁護に関する相談支援というところを、文言を権利擁護ということによろしかったか。</p> <p>【事務局】 そのとおりである。</p> <p>【鶴岡委員】 権利擁護という点では、現在、障がい福祉課で受けている相談のうち多い事例として、障がい者が就労先で支払われるべき賃金が支払われていないなどの虐待がある。こういった虐待であったり、財産の利益であったりということについて、成年後見センターから支援を受けるということはできないか。 具体的に成年後見センターをどう活用すればいいのか御助言いただければと思う。</p> <p>【福田委員長】 虐待と後見の関係というと、虐待への対応の一つとして、後見制度を利用するという位置づけになるのではないか。 権利擁護という文言に虐待対応ということは含んでいると思うが、障がい者虐待、高齢者虐待というときには、第一義的に市が対応するという事になっている。</p> <p>【土井副委員長】 後見人が虐待の加害者に対応するというのは難しいところもある。虐待があった場合には、市が窓口になるしかないのではないか。 また、市民後見人が行うには荷が重すぎると思われる。 私どもが虐待の事例を受任する場合、暴力的な虐待であれば、家庭裁判所にもご協力いただき、被後見人が今どこにいるか、誰が後見人であるかを知らせないようにしている。 暴力的なもの以外であれば、連絡し合い、相談しあって対応するという事も行っている。</p> <p>【福田委員長】 ネグレクト、経済的虐待を解消した後であれば、市民後見人の</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>受任案件になるのではないか。 志摩委員は成年後見センターと市の連携についてどのように考えているか。</p> <p>【志摩委員】 虐待などは、地域包括支援センターと相談しながら対応にあっている。 財産保全という部分では成年後見センターでということもでてくるのではないか。</p> <p>【福田委員長】 運営に関する連携はもちろん、相談するということになると、普及啓発ということが重要になってくるので、そこについては、市や地域包括支援センターなどに広報をお願いしたい。</p> <p>【志摩委員】 広報につきましては、9月1日号に掲載予定である。 顔の見える関係ということも重視し、習志野市では、まちづくり会議などがあるため、そういったところに参加していただくなど、市のほうで考えていければと思っている。</p> <p>【福田委員長】 一般的な周知も必要だが、これは と思う方を成年後見センターにつなげるという役割も大事だと考えている。</p> <p>他に委員の皆様のご意見はあるか。</p> <p>【事務局】 誤字脱字や、具体例を入れてはどうかなど、気になった点などがあったら、メールなどでご意見いただければと思う。新旧対照表を作成し、まとめてご報告をさせていただく。</p> <p>【福田委員長】 本日の議題は以上である。 これにて、第4回成年後見センター設置検討委員会を閉会する。</p> <p>【事務局】 長時間に渡り貴重なご意見をいただき、大変ありがたく思う。 報告書についてご意見等があれば、8月5日の水曜日までに事務局あてにメールをいただければと思う。次回の開催日は、8月26日水曜日13時半を予定している。 場所などについては、別途お知らせさせていただく。</p>
---	--	---

6	問い合わせ先	所管課名：保健福祉部高齢者支援課 電話番号：047(451)1151 内線318
---	--------	---